



介護事業経営は深刻な状況、

プラス改定の先に向けた力強いアクションを

令和6年度介護報酬改定に向けた前哨戦が始まっています。厚生労働省が2月に入って公表した介護事業経営概況調査の結果で、全サービス平均の収支差率が前年度比で0.9%のマイナス(3.9%→3.0%)となったことは、介護業界に大きな驚きと危機感を与えるものでした。厚生労働省内でも、想像以上の下げ幅に困惑する声が広がっているといえます。特に通所介護など居宅サービスにおいては、コロナ禍での利用控えやサービスの一時休止が直撃し、事業の持続可能性そのものが脅かされている状況が明らかになりましたが、施設系サービスでも軒並み下落傾向にあり、この間の介護報酬のプラス改定(+0.70%)や各種の補助・交付金等を呑み込んで余りある深刻な事態であると受け止めなければなりません。

この点から言えば、昨今の物価・光熱水費の高騰による経営圧迫もあいまって、次期改定をマイナスで進めようとする声はほとんど出てこないと考えることは出来るでしょう。しかし、この難局にあって利用者やスタッフをまもっていくためには、プラス改定は当然、その先に何を求めるのかという介護業界自身の力強いアクションが必要不可欠なのではないでしょうか。

本誌では、これから年末にかけて社会保障審議会・介護給付費分科会を中心に行なわれる介護報酬改定議論を継続的にフォローし、お届けしていきます。皆さまにおかれましては、ぜひその核心を捉え、事業戦略を強くしていくためのヒントとしていただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

03

処遇改善関連加算の1本化等を目指す政策パッケージを決定

05

各サービスで減収傾向、改定に向けた実態調査についても審議

07

「ポスト2025」に向けて指針を見直し

OTHER

- ・ R5 予算案を閣議決定、社会保障費は6,154億円増
- ・ 処遇改善関連加算の様式簡素化など方針示す
- ・ 加算取得の届出にシステムと国の様式を原則化

R5予算案を閣議決定、 社会保障費は6,154億円増

政府

政府は令和4年12月23日に、令和5年度予算案を閣議決定しました。行政運営上の基本的な費用となる一般会計の総額は令和4年度当初予算比6兆7,848億円増の114兆3,812億円で、過去最大となります。このうち36兆8,889億円を占めるのが社会保障関係費で前年度から6,154億円増となり、高齢化による伸びは4,100億円程度とされています。

厚生労働省関係では、一般会計に33兆1,686億円が計上。重点事項については、「コロナ禍からの経済社会活動の回復を見据え、国民の命・雇用・暮らしを守る万全の対応を行うとともに、全世代型社会保障の構築を推進し、未来を切り拓く『新しい資本主義』を実現することにより、国民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を構築する」として、「Ⅰ. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築」「Ⅱ. 成長と分配の好循環に向けた『人への投資』」「Ⅲ. 安心できる暮らしと包摂社会の実現」の3つを柱として予算措置を行うとしています。

介護に関連する部分は以下の通りです。

Ⅰ. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

- 新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取組(97億円)(R4補正3兆3,584億円)
 - ✓ 新型コロナウイルス感染者等が発生した介護事業所等のサービス継続支援
- 医療分野・介護分野におけるDX、医療のサイバーセキュリティ対策の推進(19億円)(R4補正509億円)
 - ✓ 科学的介護データ提供用データベースの機能拡充
- 地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進(852億円)(R4補正70億円)
 - ✓ 地域医療介護総合確保基金による介護の受け皿整備及び介護人材の確保
 - ✓ 介護施設等の防災・減災対策の推進
- 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくりの推進(24億円)
 - ✓ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

Ⅱ. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

- 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化(747億円)
 - ✓ 介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備
- 非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等(1,179億円)(R4補正26億円)
 - ✓ 介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上の推進、介護職員の働く環境改善
- 看護、介護、障害福祉の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施(855億円)

Ⅲ. 安心できる暮らしと包摂社会の実現

- 被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保、被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復帰への支援等(114億円)

当該予算案については、防衛費増額の財源確保に関する法案とあわせて1月23日召集の通常国会に提出され、2月28日に衆議院で可決通過、年度内で成立する見込みです。

処遇改善関連加算の1本化等目指す政策パッケージを決定

政府

政府は令和4年12月23日、全世代型社会保障構築本部を持ち回りにて開催し、厚生労働省が示した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」に基づき、取組を着実に進めていくことを決定しました。

このパッケージでは、現場で働く介護職員の勤務環境を改善するためには、「個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、ノウハウの展開や改善に向けた具体的な働きかけ等の取組をより一層進めていくことが重要」「先進的な事業者では、業務改善や課題を踏まえた介護ロボット・ICT機器の導入などにより、人員配置が2.8:1となるなど、改善が図られている」とした上で、▽(1)総合的・横断的な支援の実施(①介護現場革新のワンストップ窓口の設置、②介護ロボット・ICT機器の導入支援)、▽(2)事業者の意識変革(③優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進、④介護サービス事業者の経営の見える化)、▽(3)テクノロジーの導入促進と業務効率化(⑤福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進、⑥生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し、⑦職員配置基準の柔軟化の検討 ⑧介護行政手続の原則デジタル化)などを進め、生産性向上を通じた待遇改善を図るとしました。

それらの具体策としては、例えば②介護ロボット・ICT機器の導入支援では「全国の介護施設の協力を得て大規模な実証等を行った上で、代表的な導入モデルを提示する(厚生労働省として具体的なモデルを整理して示す)」こと、⑥生産性向上に向けた処遇改善加算の見直しについては、▽事務手続や添付書類の簡素化を進めるとともに、加算制度の一本化について検討を進めること、▽処遇改善加算等の取得要件である職場環境等の要件について、生産性の観点から見直しを検討すること等が記載されています。

また、⑦職員配置基準の柔軟化の検討に関しては、「先進的な取組を実施している事業所の人員配置基準を柔軟に取り扱うことを含め、次期報酬改定の議論の中で検討する」ことその他、1ユニット15人の運用状況等を検証しつつ、次期報酬改定において、職員配置の弾力化に向けた方策についての議論を進めることとしました。

審議会レポート

処遇改善関連加算の様式簡素化など方針示す

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は令和5年1月16日、社会保障審議会・介護給付費分科会を開催しました。議題は、次の4点です。

1. 令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和5年度調査)の進め方について
2. 介護職員処遇改善加算等の申請様式の簡素化等について
3. 訪問看護ステーションにおける人員基準に関する地方分権改革提案について
4. 令和6年度同時改定に向けた意見交換会について

このうち、「1. 令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和5年度調査)の進め方について」では、令和5年度調査については「令和6年度介護報酬改定の議論に資するデータを収集する観点から(略)調査結果の速報値による分析を実施」「調査スケジュールの前倒しや簡素化を図ることで(略)9月を目途に速報値の集計を目指す」との提案がされた上で、以下の6項目について行うとしました。

- (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業
- (2) 介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業
- (3) 個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業

- (4) LIFEの活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業
- (5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業
- (6) 認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業

続く「2. 介護職員処遇改善加算等の申請様式の簡素化等について」では、「介護職員処遇改善加算」93.4%、「介護職員等特定処遇改善加算」が75.1%という取得率(令和4年度4月)であったことに加え、介護職員処遇改善支援補助金(令和4年2～9月)については75.1%の交付割合であったことを公表した上で、「事務負担軽減のため、令和5年度分の計画書・実績報告書の様式の簡素化を行う」とし、以下の改善事項を示しました。

○改善事項(1)計画書における、前年度と今年度の賃金額比較の省略

- ✓ 今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込額を上回ることを確認する。
- ✓ また、前年度との比較を求めず、加算以外の部分で賃金を下げないことの誓約を求めることとする。

○改善事項(2)実績報告書における3加算の賃金額比較の一本化

- ✓ 計画書と同様に今年度の賃金改善額が加算額以上であることを確認した上で、
- ✓ 前年度との比較は3種類それぞれの加算の対象者ごとではなく、3加算一体で計算する。具体的には、「①今年度の賃金総額」から「②3加算の賃金改善額の積み上げ額」を引いた額を前年度と比較して、加算以外の部分で賃金を下げていないことを確認する。

○改善事項(3)計画書及び実績報告書における事業所ごとの賃金総額等の記載の省略

- ✓ 現行の様式では、複数の事業所を運営している法人の場合、賃金総額や賃金改善額等について、事業所ごとの内訳を記載する必要があるところ、事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で確認することとする。

様式簡素化に関する今後の方針及び当面のスケジュールについては、改善事項(1)については令和5年度の計画書から、(2)については令和5年度の実績報告書から、(3)については令和4年度の実績報告書及び令和5年度の計画書から適用するとした上で、以下の通りとしました。

- ✓ 令和5年2月末頃 様式変更の通知発出
- ✓ 令和5年4月中旬頃 令和5年度分の計画書提出締切
- ✓ 令和5年6月頃 令和4年度分の実績報告書提出締切

その他、「4. 令和6年度同時改定に向けた意見交換会について」では、次期報酬改定が診療報酬・介護報酬・障害福祉サービスの同時改定になることを踏まえ、「介護給付費分科会及び中央社会保険医療協議会において、それぞれ改定内容に係る検討が行われるところ、各報酬がより有機的に連携したものとなるよう、それぞれが具体的な検討に入る前に、同時改定に関する議題に主に関係する委員等で意見交換を行う」ことを提示。

議題については、「各報酬の対象者が今後直面すると考えられる課題を念頭に今後調整を行う」とし、以下の8点を掲げ、3月以降3回程度の開催を予定するとしました。

1. 地域包括ケアのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携
2. 高齢者施設・障害者施設等における医療
3. 認知症
4. リハビリテーション・口腔・栄養
5. 人生の最終段階における医療・介護
6. 訪問看護
7. 薬剤管理
8. その他

メンバーについては、介護給付費分科会及び中央社会保険医療協議会の委員のうち、両会議の座長及び上記の議題に主に関係する委員等を選定するとしています。

動向 解説

審議会レポート

各サービスで減収傾向、改定に向けた実態調査についても審議 厚生労働省・専門員会

厚生労働省は令和5年2月1日、社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会を開催し、「令和4年度介護事業経営概況調査結果」及び「令和5年度介護事業経営実態調査の実施について」等を議題に審議を行いました。

まず、「令和4年度介護事業経営概況調査結果」について当日提出された資料では、「各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る」ことを目的に、16,830施設・事業所に対して令和2年度決算及び令和3年度決算を調査し、そのうち8,123施設・事業所から有効な回答を得た(有効回答率:48.3%)としています。それによると令和3年度決算収支差率(税引前、コロナ補助金含む。以下記載する%はすべて同様)は全サービス平均で3.0%となり、対令和2年度決算では0.9%の減となり、コロナ禍を通じて、補助金等の支給があった上でもなお厳しい経営状況にあることが明らかになりました。

各サービスにおける収支差率では、▽介護老人福祉施設が△0.3%(1.6%→1.3%)、▽介護老人保健施設が△0.9%(2.8%→1.9%)、▽通所介護で△2.8%(3.8%→1.0%)、▽グループホームでは△0.9%(5.8%→4.9%)となるなど、濃淡はあれどそれぞれに減少傾向が見られます。

一方で、▽福祉用具貸与(+1.9%(1.5%→3.4%))や▽居宅介護支援(+1.5%(2.5%→4.0%))、▽小規模多機能型居宅介護(+0.6%(4.1%→4.7%))などは増収となっています。

同時に同調査においては、各介護サービスの収支差率及び給与費割合についても報告があり、例えば介護老人福祉施設で+0.3%(63.9%→64.2%)、通所介護で+1.7%(63.0%→64.7%)となるなど、ほとんどのサービス種別で収入に対する給与費の割合が上昇している結果となりました。

これらの結果について出席した委員からは、「特にコロナが発生した施設・事業所で収支に影響があり、補助金で補っていないということが明らかになった。どう色付けしていくのか、詳細な分析を求めたい」「コロナによる減収と給与費の関係を分離して分析しなければ本質が見えてこない」などの意見があったほか、今年度行われる介護事業経営実態調査についても同様に、有効回答率を上げるために事務負担の軽減はもとより、それに留まらない簡素化を求める声があがりました。

続く「令和5年度介護事業経営実態調査の実施について」の議題では、毎回の報酬改定前年度に行われる同調査について、調査スケジュールや調査の方針等を確認。特に今回は、▽新型コロナウイルス感染者の施設内療養に関する補助金に関する項目、▽物価高騰対策に関する項目(「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等による支援の状況)、▽介護職員処遇改善支援補助金に関する項目などを設けるほか、▽特別損益に関する項目として、特別損益のうち本部への繰入額については、法人本部の収入・支出に関して、各事業所から法人本部への繰入金及び法人本部から各事業所への繰入金を把握し、その比率により按分する方法により確認することとしました。

同調査の調査時期については令和5年5月とし、10月頃を目途に介護事業経営調査委員会にて公表した後、介護給付費分科会に報告することとしています。



介護報酬改定までの流れをおさらいしましょう

今回の概況調査では、全サービスで 3.0%(△0.9%)となり、令和3年度のプラス改定やコロナ関連の補助金を上回る減収傾向が明らかになりました。特にコロナ禍で利用控えやサービス休止など直撃を受けた在宅サービスでは非常に大きな影響が出ていることがわかります。

この数字が世論に対してアピールすることは間違いありませんが、介護報酬改定については概況調査が直接の検討材料になることはなく、改定前年度に行われる「介護事業経営実態調査」が目安となります。毎回 10 月頃に公表される実態調査の結果は、これまでの報酬改定においても、大きく方向性を左右してきました。

あわせて、政府においては6月に、一般的には「骨太の方針」と呼ばれる「経済財政運営と改革の基本方針」を策定し、それをもとにして各省庁との間で、8月にかけて次年度予算の概算要求がやりとりされることとなります。その後、秋いっぱい調整にあて、12 月末に政府予算案がとりまとめられるという流れです。その一環として、介護報酬の改定率も示されるというわけです。

そうした時間軸を踏まえながら、例えば介護給付費分科会での審議状況や様々な団体などの動向を俯瞰すれば、どこに重点がおかれているのかがより理解しやすくなるかも知れません。

審議会レポート

動向解説

加算取得の届出にシステムと国の様式を原則化

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は令和5年2月 20 日に、社会保障審議会・介護給付費分科会を開催しました。

議題となったのは、「標準様式例及び『電子申請・届出システム』の使用の基本原則化に係る諮問について」。厚生労働省が所管する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」で令和4年 11 月7日にとりまとめた報告書において、▽指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について、国が示している標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること、▽「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則に「電子申請・届出システム」について明記すること等の方向性が示されたことを受けて、基準上の所要の改定を行うとするものです。

改正の概要としては以下の2点が掲げられており、令和5年3月下旬に告示を予定し、令和6年4月より適用するとされています。

1. 介護サービス事業者が都道府県知事又は市町村長に対して行う、介護給付費算定に係る体制等についての届出は、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとする。なお、これと併せて、当該届出に係る届出先等を明記していない加算について、届出先を明記する等の規定の整備を行うものとする。
2. 上記の届出は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする。

これにより、これまで法令上の規定がなく、あくまで標準様式例が示されていただけだった加算取得の届出が、今後はシステムを通じて共通の様式により行われることとなります。

あわせて同日は、2月1日の介護事業経営調査委員会で扱われた「令和4年度介護事業経営概況調査の結果について」及び「令和5年度介護事業経営実態調査の実施について」も議題にあがりました。特に、全サービス平均の収支差率が 0.9%のマイナスとなった介護事業経営概況調査については、委員から意見が集中。「人材派遣に係る費用が経営に与えている影響を調査してほしい」「(老健の強化型など)頑張っている施設ほど収支が悪くな

るような報酬体系は改めるべきではないか」「収支差率に惑わされ過ぎないことも大事。たとえば訪問リハなどプラスになっているが数字にすれば僅か数千円。経営視点からすればあり得ない」などの声があがりました。

また、昨今の物価等の高騰を踏まえ、「令和5年度分の物価高騰の影響を調査する予定はあるか」との質問に対して厚生労働省は、個別の調査は行わず自治体ベースで把握する内容を参考にしていく旨を説明しました。

動向 解説

「ポスト 2025」に向けて指針を見直し

厚労省・医療介護総合確保促進会議

厚生労働省は、2月16日に開催した医療介護総合確保促進会議で、「総合確保指針の見直しについて」の案について審議しました。

当日の資料では、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年をひとつの節目としてきたこれまでの方針について、85歳以上人口の増加と生産年齢人口の加速度的な減少、地域ごとに異なる実情に応じた体制確保等が求められる2040年に向けて、「ポスト2025年」を見据えた見直しを行うと提示。基本的方向性を以下の5点を軸に改めて整理しています。

<当日の資料から抜粋・要約>

(1)「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築

- ✓ 平時から医療機能の分化と連携を一層重視して国民目線で提供体制の改革を進めるとともに、新興感染症等が発生した際にも提供体制を迅速かつ柔軟に切り替えることができるような体制を確保していくことが必要(住まいと生活の一体的支援、医療と介護の連携強化、認知症施策の推進、総合事業等の充実等を含めた地域づくり、地域の創意工夫を活かせる仕組み、人生会議の普及啓発等)

(2)サービス提供人材の確保と働き方改革

- ✓ 生産年齢人口が急減する中で、医療・介護提供体制の確保のために必要な質の高い医療・介護人材を確保するとともに、サービスの質を確保しつつ、従事者の負担軽減が図られた医療・介護の現場を実現することが必要(処遇改善、ICTや介護ロボット等の活用、手続のデジタル化等による生産性向上、専門性を生かしながら働き続けられる環境づくりや復職支援、介護の仕事の魅力発信、介護助手の導入等の多様な人材の活用等)

(3)限りある資源の効率的かつ効果的な活用

- ✓ 人口減少に対応した全世代型社会保障制度の構築、制度の持続可能性を高めるために限りある社会資源の効率的かつ効果的な活用が必要(医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムの構築、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供、介護サービスの質の向上、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化、ケアマネジメントの質の向上)

(4)デジタル化・データヘルスの推進

- ✓ 医療・介護分野でのDXを進め、患者・利用者自身の医療・介護情報の標準化を進め、デジタル基盤を活用して医療機関・薬局・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用していくことが重要(NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)、公的データベース等やこれらの連結解析等を通じ、客観的なデータに基づいてニーズの分析や将来見通し等を行っていくEBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)の取組)

(5)地域共生社会の実現

- ✓ 住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要

- ✓ 地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、こうした「地域共生社会」を目指していく文脈の中に位置付けていくことが重要

これらの見直しを経た新しい総合確保指針について、厚生労働省は今年度内にとりまとめ、告示するとともに、2024年度以降の医療計画や介護保険事業(支援)計画の策定に反映させたい意向です。

また当日は、別添として「ポスト 2025 年の医療・介護提供体制の姿」と題した資料もあわせて提示されています。厚生労働省は、「高齢者人口がピークを迎える中で、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、生産年齢人口の急減に直面する局面において、実現が期待される医療・介護提供体制の姿として現時点で想起し得るものを、患者・利用者など国民の目線で描いたもの」としてこれを紹介。以下の3つの柱を同時に実現することを通じて、「国民が必要な情報に基づいて適切な選択を行い、安心感が確保されるものでなければなりません」としています。

ポスト 2025 年の医療・介護提供体制の姿の3つの柱

- I 医療・介護を提供する主体の連携により、必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられること
- II 地域に健康・医療・介護等に関して必要なときに相談できる専門職やその連携が確保され、さらにそれを自ら選ぶことができること
- III 健康・医療・介護情報に関する安全・安心の情報基盤が整備されることにより、自らの情報を基に、適切な医療・介護を効果的・効率的に受けられること

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業首席研究員 天野尊明

✉ t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

